

# 井戸水の水質検査をしませんか

町では、井戸水・引き水を利用していらっしゃる皆さんが、衛生的で安全な飲料水を飲用できるように、水質検査のあっせんをしています。

## 検査の種類と項目

### ▼検査項目

一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度

### ▼検査料金 7,000円(税込み)

▽「亜硝酸態窒素」「硝酸態窒素および亜硝酸態窒素」とは

家畜のふん尿や窒素肥料、生活排水や下水中の窒素を含む化合物が、土壌などの中で変化してできる物質で、井戸水からは高い頻度で検出されています。

「硝酸態窒素および亜硝酸態窒素」は多量に摂取すると、乳幼児にメトヘモグロビン血症(酸素欠乏症)を起す恐れがあることから10mg/L以下に基準値が定められており、従来から検査項目にありましたが、これとは別に、「亜硝酸態窒素」単独で低濃度でも影響があることがわかってきたため、平成26年4月に「亜硝酸態窒素」の基準値が定められ、人に影響を及ぼさない値として0.04mg/L以下とされています。

## 申込方法

役場窓口にて備え付けの申込書により、お申し込みください。

また、町のホームページで申込用紙をダウンロードすることができ、必要事項を記入のうえ、郵送による申込みも可能です。

なお、電話での申し込みはできませんのでご注意ください。

## 検査方法

申し込みいただくと、町から検査機関名および採水日を文書にてご連絡いたします。

検査機関がご自宅を訪問して蛇口などから採水し、検査結果がわかりしだい、検査機関より直接報告されます。

なお、検査料金のお支払いは、採水時に直接検査機関にお支払いください。

## 放射性物質検査について

現在、県が飲用井戸水の水質検査を行っています(検査料金無料)。

町で検体を取りまとめ、県に依頼しますので、検査を希望される場合は、事前に担当までご相談ください。

### ▼問 住民課生活環境グループ

☎ 62・2147  
FAX 62・5155

## 住宅除染の結果

除染が完了した地区の結果(除染後の空間線量)をお知らせします。

### ◆空間線量

除染完了地区	除染完了時期	対象件数	測定点の数	除染前の空間線量(μSv/h)高さ1m	除染後の空間線量(μSv/h)高さ1m	低減率
滝、春沢、狐田、過足、根本、樋渡、蛇石	平成28年3月	193	618	0.21	0.16	24%
荒町、北町、八島台	平成28年3月	759	3,031	0.21	0.15	27%

※ 除染前後の空間線量は、測定点の空間線量を単純平均した値になります。

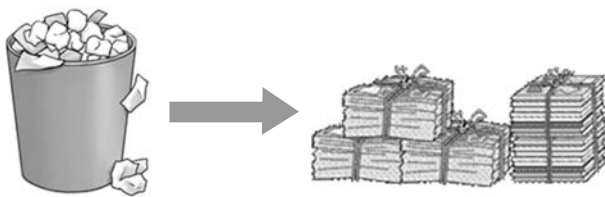
※ 環境省の公表資料から、市町村が実施している住宅地除染では、除染前の空間線量が1 μSv/h未満地点の除染後の平均的な低減率は約21%となっています。

カタログなどは資源ごみです。資源ごみで出しましょう。

平成28年度から「燃えるごみ」の出す量によって、町のごみ処理にかかる費用をこれまでより削減することができず。

そのため、三春町では、燃えるごみに含まれる「紙類」の分別を徹底し、費用を削減していきたいと考えました。皆様のご協力をお願いいたします。

特に、家電製品等のパンフレットやカタログ、封筒等は資源ごみですので、ひもで縛って、資源ごみで出しましょう。



ごみ箱にカタログ・パンフレットは混ぜていませんか？

※ カタログなどは貴重な資源ごみです。ひもで縛って、資源ごみで出しましょう。

### ▼問 住民課生活環境グループ

☎ 62・2147  
FAX 62・5155